

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、それでは時間となりましたので開始させていただきます。第 74 回新型コロナ本部会議でございます。開会に当たりまして本部長からコメントいただければと思います。

（本部長（黒岩知事））

はいご苦労さまです。本県の新型コロナの新規陽性者数は 1,000 人を下回る日も出てくるなど大幅に減少しておりまして、全体の病床使用率も 30%を切って、医療の逼迫状況も改善してきております。本県の感染レベルは 2 月 9 日をもってレベル 2 に引き下げたところでもあります。こうしたなか、国は先般、政府対策本部会議を開催し、5 月 8 日に感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同じ 5 類に見直すこと、国の基本的対処方針に明記するとともに、マスクの着用の考え方を見直しました。本日はこの国の方針変更を踏まえまして、県の今後の対応をどうするのかしっかりと協議したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。それでは早速議題に入っていきたいと思っております。私の方から議題を説明し、その後意見交換という形で進めたいと思っております。

まず、次第をご覧いただいて、本日の議題は、今後の県の取り組みについてということで、国の方針を受けた県の取り組みについてでございます。

1 枚開けていただいて資料がいくつかあります。まず、国の今回のマスクに関する方針の見直しですね、その概要について改めて確認したいと思っております。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、この抜粋版をお配りしておりますのでご覧ください。1 枚開けていただいて 19 ページになります。今回、対処方針の中で何が変わったかという部分。まず(8)とありますけれども、感染症法上の位置付けの変更ということで、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症について、5 類感染症に位置づけることとしたということ、5 月 8 日からという方針が明記されたということが 1 点ございます。

次の 22 ページになりますけれども、ここはマスク着用の考え方の変更点でございます。赤い部分です。マスク着用の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするということが示されてございます。その上で、マスク着用が効果的である場面を示すということが書かれています。①として、重症化リスクが高い者への感染を防ぐため、下記の場面ではマスクの着用を推奨するということが書かれており、3 点にわたって推奨する場面が書かれてございます。

次の 23 ページになります。まず 1 点目、医療機関受診時ということです。2 点目は、高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院生活する医療機関や、高齢者施設等への訪問時、これが 2 点目。3 点目が通勤ラッシュ等混雑した電車やバスということでございます。この 3 点について、国はマスクを着用することを推奨するというような書き方でございます。また次の②から④として、マスク着用の効果的な場面ということでいくつか書かれています。②は、重症化リスクが高い方が混雑した場所に行くときは、マスク着用が効果的だということ。③は症状がある方、或いは同居家族の陽性者がいる方は、外出を控えるか、外出をする時にはマスクを着用する、これが効果的ですよということです。次の④は、医療機関や高齢者施設の従事者、これも勤務中のマスクの着用を推奨するということが書かれているということでございます。もう 1 点ですね、これは赤字ではないのですけれども黒字のところ、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上、または事業上の理由等により、利用者、または従業員にマスクの着用を求めることは許容されるという考え方が明記されています。さらにその下の赤字のところですね、マスク着用の考え方、国の方針については、準備期間も考慮し、令和 5 年 3 月 13 日から適用するという時期が明示されてございます。また、各業界団体においては、これを踏まえて業種別ガイドラインの見直しを行い、利用者、若しくは現場への周知を図るというようなことも書かれているということでございます。また、その下、赤字のところ、留意点として書かれておりますけれども、マスクを着用するかどうか、これは個人判断が基本なのだけれども、本人の意思に反して、マスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していくという考え方が明記されてございます。

さらに次の 24 ページの赤字のところをご覧いただいて、マスクの着用の考え方の適用後、3 月 13 日以後も、基本的な感染対策が重要なので引き続きその励行を呼びかけていくという方向性が書かれてございます。また、その下の感染症法上の位置付けが変更された以降、5 月 8 日以降ということになりますけれども、この指針、基本的対処方針、もしくは業種別ガイドラインは廃止となる。個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなるという考え方が明記されてございます。

さらに 28 ページから 29 ページにかけて学校の方針が書かれておまして、28 ページ、学校における取り組みということで、学校教育活動の実施にあたってはマスクの着用を求めないことを基本とするという考え方、これは 4 月 1 日から適用するということ。

29 ページにいまして、その前であっても、卒業式におけるマスクの着用については、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とするのだという考え方が明記されたということでございます。

もう 1 種類、マスク着用の考え方の見直し等について、ということで政府の本部の資料がありますが、これは同じことでございますので、説明を省かせていただきます。

この国の方針を受けて、県の取り組みの方針がどうなるのかというところでございます。パワーポイントの今後の県の取り組みについてを開けてください。

表は左右の新旧対照にしております。左側が現在で3月12日までの方針、右側が13日から5月7日までというものでございます。対比で見えていただいて、基本的には、まず県民の皆さんに対してというところですが、基本的には、M・A・S・Kなどの基本的な感染防止措置の再徹底、これを、基本的感染防止策の徹底というふうに表現を改める。その時にマスクの着用、マスク飲食、それに関わる部分はなくしていこうということが基本になります。その中で右側ですね、基本的な感染防止とその徹底の中に、国の方針を踏まえたマスク着用の見直しの呼びかけというのをあえて記載しました。この内容については次のシートでご説明をしたいと思います。その下、重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底の中に、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問する時には引き続きマスク着用というのを位置付けました。これについても次のページで改めてご説明をします。また、マスク飲食実施店の利用というのがこれまで記載してございましたけれども、これは、マスク飲食実施店につきましては、今の認証基準からマスク認証に係る部分を削除し、名称を飲食店等感染防止対策実施店と改めて引き続き継続していくということで、その利用を呼びかけていくということでございます。

1ページ開けていただいて、これが県民の方へのマスクの着用の見直しの呼びかけの内容でございます。基本、国の方針を踏まえたものになってございます。ただ強調ポイントが若干違うものがございます。紫で書いてあるところ、マスクを着用化するかどうかは個人の判断、リスクの高い方に感染を広げないために以下の場面ではいつもマスク着用、国は推奨という言葉でしたが、本県ではあえてリスク高い方への感染を防ぐという観点から、いつもマスク着用という呼びかけをしていきたいというふうに思っています。具体的には、医療機関への受診時面会時、また重症化リスクの高い方が入院生活する高齢者施設への訪問時でございます。これはいつもマスク着用。また混雑した電車、バスの乗車時はマスクの着用を推奨ということでございます。また、以下の場面もマスク着用について留意ということで、この部分は青字で書いてございますが、基本的対処方針の考え方、それを踏襲したものでございます。これが県民の皆さんへの呼びかけの内容ということでございます。

次の3ページですね、飲食店・大規模集客施設等に対してというところ、左と右新旧対照になってございますが、基本的にマスク飲食等に係る部分、或いはマスクの着用に係る部分、これを削除していくということ。業種別ガイドラインの遵守というのは継続になります。ですので、換気とかそんな対策はどうなのかというところがあるかと思いますが、これは業種別ガイドラインの遵守ということが、引き続き残っていきますので、この呼びかけの中に含まれていくというような理解でこういう形にしたいと思っています。また、マスク飲食実施店認証制度の取り組みでございますが、これは先ほど申し上げたように、マスク飲食に関する認証項目を削除した上で名称を変えて継続するという考え方でございます。また大規模集客施設等のところも、マスク着用の周知の部分を削除する。またイベントに関しては特段の変更はございません。

5ページのその他のところですね、基本的に継続になっていきますが、マスク着用見直しを

踏まえた業種別ガイドラインが変わっていきますので、それを踏まえた対応をお願いしていくということでございます。次のペーパーのその他の県の取り組みということで、無料検査事業ですね、制度が続く間は感染症状況等により必要に応じて継続というような方向性。また学校及び県機関における対応。これは、基本は継続してございますが、内容につきまして改めて別紙でご説明をしたいと思います。これが以上、県の方針の修正でございます。次の感染症の拡大防止に向けた県の基本方針を見てください。これは、いわゆる県庁内部の方針ですね、職員向けの方針ということになりますが、これも今回のマスクの見直しを踏まえて修正を行います。赤字のところです。1番、2番、これは全庁挙げた対策、全庁コロナシフト、これは当面維持をしていくという中で、職員向け対策として、一人ひとりの感染防止対策の徹底、その中に今回のマスクですね、いわゆる基本的に個人の判断に委ねる、これを基本方針としつつも、医療機関等においては常時着用、また窓口等で県民から求められた場合はマスクを着用するなど、県民に不安を与えないよう適切な対応をとることとするということを、基本方針に位置付けたいと思っております。

次に県の神奈川県対処方針でございます。1ページですね、赤字の部分をご覧ください。マスク飲食実施店、これについてはですね、マスク飲食に関する認証項目を削除し、名称を飲食店等感染防止対策実施店に改めて運用を継続するという、これを明記したということでございます。

さらに4ページにありますように、店舗における感染防止対策への支援、事業者への支援のところ、この表現を削除するという考え方でございます。

次に県教育委員会における今後の教育活動等についてということでございます。こちらにつきましては教育長の方からご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

(本部長 (教育長))

はい、それでは県教育委員会における今後の教育活動等についての1枚紙をご覧ください。まずカタカナのイのところをご覧いただきたいのですが、今お話がありました通り、国の対処方針では、学校の教育活動については、マスクの着用を求めないのは4月1日からということで、いわゆる3月13日のラインが学校では4月1日にシフトしているということがあります。また国の方からは改めて衛生管理マニュアル等留意事項等について通知するというのでございますので、それを踏まえて4月1日以降の対応については通知します。従いまして、頭へ戻っていただいて、年度末、学年変わりの3月31日までの間は、今まで通り基本的な感染防止対策を徹底しながら対応いただく、これが基本になります。ただしこの間卒業式がございます。県立学校、高校につきましては、3月1日がモードで、2日、3日にかけて卒業式が行われるということで、これについて対処方針、それから文科省通知が出ております。資料に直接記載はありませんけれども、文科省通知の考え方では、卒業式の教育的意義、これを考慮して、卒業生、在校生、教職員、この方々については式典全体を通じて、マスクを着用せず出席することを基本という考え方が示されておりますが、このマス

クを着用せず出席することを基本という表現は、ともするとマスクを外すことを求めているというふうに子どもたち、保護者に受け止められる可能性がございますので、マスクを外したい生徒にも配慮した表現も考えまして、マスクの着用を求めないということ、こういう表現をさせていただいております。

また、卒業式の参加につきましては、既に年末、昨年末に人数制限はなくしております。大きな規模の学校になりますと、1,000人近い参加者が会場に訪れるという状況であります。卒業生についてはできる限り距離を空けるということにしておりますけれども、在校生、それから保護者については、座席の間隔を詰めて差し支えないよという話もしております。そうしたことから考えますと、教職員については業務継続、翌日以降も授業を進めていくという視点も必要でありますので、文科省とは考え方を分けまして、卒業生についてはマスクの着用を求めませんが、在校生と教職員については、マスクの着用を促すという考えをとらせていただきました。なお、卒業式で最も配慮すべき卒業生なのですが、教員も担任が、一人ひとりの名前を読み上げる呼名ということを行います。この呼名に当たっては、教員が子どもの目を見ながらですね、呼名をするということで、十分な間隔をとって、その際には教職員も、担任ですが、マスクを取るというような方向を書かせていただいております。ただし、これはいずれもですね、児童・生徒等にマスクの着脱を強いることがない、またあの子はマスクしているじゃないか、そういうことについて差別偏見に繋がらないようにしっかりと指導して欲しいということについては、県立学校に通知をさせていただいております。

(2) 市町村立学校につきましても県の考え方をお示しさせていただいた上で、学校によっては子どもの数も少なく、学級数も少ない、会場も広いということで十分間隔が取れるということであれば、その学校の実情に応じて柔軟に対応いただいて構いませんということで、市町村立学校はそれぞれ地域の実情に応じて対応をいただくと、こんな形で、2月の15日にすでに通知をさせていただき、報道等にも掲載がされているところであります。社会教育施設についても引き続き、3月31日まで基本的な感染防止対策を徹底しながら、通常開館するという対応でございます。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。資料の説明は以上になります。以上の説明に関して、これから意見交換をしたいと思っております。意見のある方よろしく願いいたします。

(副本部長 (小板橋副知事))

1点だけお願いいたします。基本的には今回、神奈川県の子どものマスクの見直しの方針というのは、国が示した基本的対処方針に基づいて構成されているわけですが、唯一1点、医療機関への受診時と高齢者施設等への訪問時、これについては、国の方は、マスクを推奨すると、着用を推奨するというふうになっているのに対して、本県では、いつもということ、マスクということで、この部分は、本県としては強めて着用をしてもらいたいということを打ち出し

ていくわけですが。この辺は、本県における今までのいろんな実績なり経験に基づいて、リスク管理であったり、或いは弱者への対応という観点、命を守る観点があったのかと思います。その辺をもうちょっと詳しくご説明いただければありがたいのですがよろしくお願ひします。

(副本部長 (健康医療局長))

はい。今副知事からおっしゃっていただいた通りでありまして、資料の 2 ページにも書いてある通りですね、紫色の字の下に、ただし、重症化リスクの高い方に感染を広げないために以下の場面では、ということで、やっぱり重症化リスクがある方はこれを守らないといけない。ひいては、医療機関の側からもですね、やはりこういった医療機関を受診に来た方から、感染が広がっては困るというお声もあって、やはり 5 類移行後の 5 月 8 日以降にですね、幅広い医療機関に患者さんを受け入れてもらうためにも、やはりこういった受診時のマナーの徹底というものは行った方がいいという判断のもと、勧奨というのとはちょっと違う強い形で、いつもマスクという形にさせていただいたところでございます。

(副本部長 (小坂橋副知事))

ありがとうございます。この辺、基本的対処方針と少し違うわけです。国との調整においてはどうなっているのでしょうか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。この今の部分も含めてですね、今回の県の取り組み方針は内閣官房と協議をしております。で、ここは都道府県の考え方で表現を変えても問題ないということは確認をさせていただいております。

(副本部長 (小坂橋副知事))

はい、ありがとうございました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

他はいかがでしょうか。

(本部長 (黒岩知事))

マスク飲食実施店認証制度、これを飲食店等感染防止対策実施店と名前を変えますよね。今、それぞれお店で掲示してもらっていますよね。あれ全部マスク飲食って書いてある。あれをどうしますか。

(副本部長 (政策局長))

はい。政策局長からお答えいたします。基本的には、お店を利用される方に名称を読みかえていただければと考えておりますが、それではトラブルになることも想定されますので、上から名称の部分に張り紙をして、変更後の名称に変えられるようなものを、県ホームページからダウンロードできる形で提供しようと考えています。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

あと、本部員の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、今後の県の取り組みの方針ですね、本部員の合意を得られた総意ということでございます。そこで議題の今後の県の取り組みについて、事務局案の通り進めるということによろしいか本部長に伺います。

(本部長 (黒岩知事))

はい、了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございます。本部長に了承をいただきましたのでこれで進めていきたいと思えます。それでは最後に本日の総括として、本部長から県民の皆さんへのメッセージをお願いできればと思えます。

(本部長 (黒岩知事))

はい、それでは知事メッセージを発出いたします。本県における新型コロナの新規陽性者数は、1月から減少傾向にありまして、医療機関の逼迫状況も改善して参りました。県民の皆さんお1人お1人が基本的な感染防止対策にご協力いただいたことに改めて深く感謝申し上げます。

こうした中2月10日に、マスクの着用に関する政府の方針が示されました。3月13日からは、個人の判断を尊重することになりますので、県民の皆さんは、マスクを着用するかどうか、これはご自身の判断で決めてください。また、他人に対してマスクの着脱を強いることは避けてください。ただし、重症化リスクの高い方に感染を広げないために、医療機関への受診時や面会時、高齢者施設等への訪問時には、いつもマスク、いつもマスクの着用をお願いいたします。また混雑した場所や、混雑した電車やバスなどでは引き続き着用をお勧めします。県のマスク飲食実施店認証制度は3月13日より、認証条件からマスク飲食に関する項目を削除し、名称を改め、引き続き運用します。学校でも4月1日から、基本的にマスクの着用を求めなくなります。これに先立ち、卒業式では、式典全体を通じて、卒業生は、着用を求めないこと、これを各学校に周知しています。ウイルスはまだ消えたわけではありませので引き続き、手洗いや手指消毒、換気等の基本的な感染防止対策、これの実践をお

願いたします。3年間に及ぶ新型コロナウイルスとの戦いも出口が見えてきました。ウイズコロナ社会の実現に向け、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしく願いたします。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。それでは以上で第74回新型コロナ対策本部会議を終了いたします。どうもお疲れ様でした。